

最高裁秘書第2012号

平成31年4月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

3月29日付け（4月1日受付，最高裁秘書第1758号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり，開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
最高裁判所及び全国の下級裁判所ごとに，精神疾患による休職者数が書いてある文書（最新版）
- 2 開示しないこととした理由
1の文書は，作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）